

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準						改定(令和6年版) 品質管理基準						改定理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験結果の 評価基準 による	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験結果の 評価基準 による	改定理由	
1.セメント・コンクリート 1.1.一般コンクリート 1.2.コンクリートダム・橋 1.3.コンクリート・吹付コンクリートを除く	施工	必須	気化物総量試験	「コンクリートの耐久性能」仕様書	規格値 規格値:3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後または日中に行われる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が気化物総量の規格値の90%以上であること。午後には試験を省略することができる。(1試験の測定回数に1回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはプレミキストコンクリート工場の高品質証明書のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、5回以上1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	1.セメント・コンクリート 1.1.一般コンクリート 1.2.コンクリートダム・橋 1.3.コンクリート・吹付コンクリートを除く	施工	必須	気化物総量試験	「コンクリートの耐久性能」仕様書	規格値 規格値:3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後または日中に行われる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が気化物総量の規格値の90%以上であること。午後には試験を省略することができる。(1試験の測定回数に1回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはプレミキストコンクリート工場の高品質証明書のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、5回以上1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	IS(現行準拠)	
1.セメント・コンクリート 1.1.一般コンクリート 1.2.コンクリートダム・橋 1.3.コンクリート・吹付コンクリートを除く	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。指定した呼び強度に達しない場合は、指定した呼び強度以上であること。 【1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値】	・荷割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて30から100回以上は1回 なお、プレミキストコンクリート工場の高品質証明書が提出され、1回につき標準偏差が規格外の場合(σ ² >1.0、σ ² >0.1)の場合は、必要に応じて1回につき3回(σ ² 3)を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはプレミキストコンクリート工場の高品質証明書のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、5回以上1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	1.セメント・コンクリート 1.1.一般コンクリート 1.2.コンクリートダム・橋 1.3.コンクリート・吹付コンクリートを除く	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。指定した呼び強度に達しない場合は、指定した呼び強度以上であること。 【1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値】	・荷割し時または、 1.場中荷割し試験 の場合 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて30から100回以上は1回 なお、プレミキストコンクリート工場の高品質証明書が提出され、1回につき標準偏差が規格外の場合(σ ² >1.0、σ ² >0.1)の場合は、必要に応じて1回につき3回(σ ² 3)を追加で採取する。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはプレミキストコンクリート工場の高品質証明書のみとする。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、5回以上1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の気化率(%)を含有率(%)で算出」(JIS E-C 502-2018、503-2021)または「用心感筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	IS(改正)	
4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5064 JIS A 5308	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。		○	4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5064 JIS A 5308	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。		○	規格値の表記に合わせる	
4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	有機不純物試験	JIS A 1105		標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	有機不純物試験	JIS A 1105		標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	規格値の表記に合わせる	
4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	高耐久トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005		骨材:10%以下 骨材:12%以下	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	高耐久トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005		骨材:10%以下 骨材:12%以下	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	規格値の表記に合わせる	
4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	4.プレキャスト製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	規格値の表記に合わせる	
13.転圧コンクリート	材料	JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	13.転圧コンクリート	材料	JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	規格値の表記に合わせる	
13.転圧コンクリート	材料	JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	13.転圧コンクリート	材料	JISマーク表示されたプレキャストコンクリートを使用する場合を除く)	凍結解氷の水質試験	JIS A 5308(附属書C)		凍結解氷の水質試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	1回/年1回以上及び劣化が変った場合。	○	規格値の表記に合わせる	

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準						改定(令和6年版) 品質管理基準						改定理由									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果の 評価による値	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果の 評価による値			
22	吹付工	施工	その他	塩化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがった場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規格値の1/2以下の場合、午後も試験を省略することができる。(1試験の測定回数1回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値とする。	・小規模工種等(1)工事当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率試験方法」(JIS E-C 502-2018、503-2018)または設計図書に規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、橋脚(橋脚打設、非筋基礎等)、橋脚上乗工(新、既設、高層等)、橋脚工(橋脚工)、橋脚工、橋脚、橋脚、水門、水路(内橋、外橋))、橋脚、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	22	吹付工	施工	その他	塩化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがった場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規格値の1/2以下の場合、午後も試験を省略することができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化イオン含有率試験方法」(JIS E-C 502-2018、503-2018)または設計図書に規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、橋脚(橋脚打設、非筋基礎等)、橋脚上乗工(新、既設、高層等)、橋脚工(橋脚工)、橋脚工、橋脚、橋脚、水門、水路(内橋、外橋))、橋脚、ダム及び橋、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)	18	18	18	18	18
22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF 901-2006	1本の強度の平均値が試験28日で設計強度以上とする。	※1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に、試験用として同じコンクリート(モルタル)を充填し、試験で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り試験を行う。原則として3回に1本とする。	・小規模工種等(1)工事当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量試験の項目を参照	22	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCF 901-2006	1本の強度の平均値が試験28日で設計強度以上とする。	※1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に、試験用として同じコンクリート(モルタル)を充填し、試験で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り試験を行う。原則として3回に1本とする。	・小規模工種等(1)工事当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回1回以上の試験。またはレディーモルトコンクリート工事の品質証明書等のみとする。この場合、1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量試験の項目を参照	18	18	18	
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	無機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと。高い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	無機不純物試験	JIS A 1105	標準値より低いこと。高い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	細骨トリアムによるヤング係数試験	JIS A 1122	骨材：10%以下 骨材：12%以下	砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び着地が変った場合。 砕石、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び着地が変った場合。	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	細骨トリアムによるヤング係数試験	JIS A 1122	骨材：10%以下 骨材：12%以下	砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び着地が変った場合。 砕石、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び着地が変った場合。	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	JIS A 5308附表C	練灰水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附表C 排水性炭素吸着物の量：2g/4以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終発は100分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	JIS A 5308附表C	練灰水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附表C 排水性炭素吸着物の量：2g/4以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終発は100分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に適合し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	18	18	18			
22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	JIS A 5308附表C	練灰水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附表C 排水性炭素吸着物の量：2g/4以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終発は100分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水に規定に適合するものとする。	22	現場吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーモルトコンクリートを使用する場合を除く)	練灰水の水質試験	JIS A 5308附表C	練灰水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附表C 排水性炭素吸着物の量：2g/4以下 塩化イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終発は100分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水に規定に適合するものとする。	18	18	18			

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準					改定(令和6年版) 品質管理基準					改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	改定理由
24-01	現場欠付 目録工	製造（JISマーク表示さ れたレギュミキスト コンクリートを使用す る場合は除く）	ミキサーの稼働率試験	ベトナムキヤの場合： JIS A 1119 JIS A 9003-1 JIS A 9003-2	コンクリートの配合基準 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： ±8.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 内外は 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10% 以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率： ±1%以下	工期開始前及び工事1回目以上、12回以上	・小規模工種では1層以上の総使用量が500m ³ 未満の場合には1層目以上の試験、またはレギュミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとする事ができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、橋脚（橋脚打杭、非荷重等））、橋脚上取工（桁、非橋脚）、舗装工（高さ1m以下）、溝工、舗装、溝管、水門、水廊（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種）	24-01	現場欠付 目録工	製造（JISマーク表示 されたレギュミキ ストコンクリート を使用する場合は除 く）	ミキサーの稼働率試験	ベトナムキヤの場合： JIS A 1119 JIS A 9003-1 JIS A 9003-2	コンクリートの配合基準 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： ±8.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：±1%以下 スランプ差：±3mm以下	工期開始前及び工事1回目以上、12回以上	・小規模工種では1層以上の総使用量が500m ³ 未満の場合には1層目以上の試験、またはレギュミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとする事ができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、橋脚（橋脚打杭、非荷重等））、橋脚上取工（桁、非橋脚）、舗装工（高さ1m以下）、溝工、舗装、溝管、水門、水廊（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種）	品質表示の表記に合わせる
24-02	現場欠付 目録工	製造（JISマーク表示さ れたレギュミキスト コンクリートを使用す る場合は除く）	ミキサーの稼働率試験	ベトナムキヤの場合： JIS A 1119 JIS A 9003-1 JIS A 9003-2	コンクリートの配合基準 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： ±8.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：±1%以下 スランプ差：±3mm以下	工期開始前及び工事1回目以上、12回以上	・小規模工種では1層以上の総使用量が500m ³ 未満の場合には1層目以上の試験、またはレギュミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとする事ができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、橋脚（橋脚打杭、非荷重等））、橋脚上取工（桁、非橋脚）、舗装工（高さ1m以下）、溝工、舗装、溝管、水門、水廊（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種）	24-02	現場欠付 目録工	製造（JISマーク表示 されたレギュミキ ストコンクリート を使用する場合は除 く）	ミキサーの稼働率試験	ベトナムキヤの場合： JIS A 1119 JIS A 9003-1 JIS A 9003-2	コンクリートの配合基準 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率： ±8.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5% 以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：±1%以下 スランプ差：±3mm以下	工期開始前及び工事1回目以上、12回以上	・小規模工種では1層以上の総使用量が500m ³ 未満の場合には1層目以上の試験、またはレギュミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとする事ができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、橋脚（橋脚打杭、非荷重等））、橋脚上取工（桁、非橋脚）、舗装工（高さ1m以下）、溝工、舗装、溝管、水門、水廊（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種）	品質表示の表記に合わせる
24-03	現場欠付 目録工	施工	必須	コンクリートの圧縮強 度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準（JIS S 5041- 1000）	設計図書による	①橋本 欠付目録につき1回行う。 なお、テストピースは現場に設置された型枠 工事で使用すると同じコンクリート（モルタル） を含有し、現場で1日間の養生期間後、φ50mmの コアを切り取りキャッチングを行 う。1日に3回（a7-3回、a28-3回、a28 -3回）を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	24-03	現場欠付 目録工	施工	必須	コンクリートの圧縮強 度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準（JIS S 5041- 1000）	設計図書による	①橋本 欠付目録につき1回行う。 なお、テストピースは現場に設置された型 枠工事で使用すると同じコンクリート（モルタル） を含有し、現場で1日間の養生期間後、φ50mmの コアを切り取りキャッチングを行 う。1日に3回（a7-3回、a28-3回、a28 -3回）を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	JIS規格改定
24-04	現場欠付 目録工	施工	その他	塩化物総量試験	コンクリートの耐久 性向上仕様書	前開0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が前年と年後にまたがる 場合は、年毎に1回コンクリート打設を行い、 その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の 場合は、年後の試験を免除することができる。 （試験の判定方法は以下）試験の判定 は3回の測定値の平均値。 ・素材に塩分を使用する場合は、「塩分 の塩化物イオン含有率試験方法」 （JIS A 902-1002、503）または設計書 の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	24-04	現場欠付 目録工	施工	その他	塩化物総量試験	コンクリートの耐久 性向上仕様書	前開0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が前年と年後にまたがる 場合は、年毎に1回コンクリート打設行 ない、その試験結果が塩化物総量の規制値 の1/2以下の場合は、年後の試験を免除す ることができる。（試験の判定方法は以下 とする）試験の判定は3回の測定値の平均 値。 ・素材に塩分を使用する場合は、「塩分 の塩化物イオン含有率試験方法」 （JIS A 902-1002、503-5033）または 設計書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験 の項目を参照	JIS規格改定
24-05	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書 による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	24-05	河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	設計図書による		
24-06	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書 による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	24-06	海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	設計図書による		
24-07	堤防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書 による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	24-07	堤防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※非取扱い方法 （信頼性）の「F」は を実施する。	管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大 現場密度の90%以上。または、設計図書による。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしている、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督員と協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日 の施工面積は32,000㎡以上とする。その施工面 積を管理単位以上に分割るものとする。1管理 単位あたりの測定点数の日数を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	設計図書による		

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準										改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	記載位置 等による違い	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	記載位置 等による違い			
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 3005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	供試密度: 2.5以上 吸水率: [2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2種: フェロシリケートスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3種: 磁石スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4種: 電気炉焼成スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5種: 石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 3005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	供試密度: 2.5以上 吸水率: [2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2種: フェロシリケートスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3種: 磁石スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4種: 電気炉焼成スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5種: 石灰質スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	新旧に伴う変更
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと。高い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。	・高い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと。高い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材が変った場合。	・高い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	旧基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1122 JIS A 3005	粗骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、骨材; 工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。 砕砂、砕石; 工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。	粗骨材で確認のおそれのある地点に適用する。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1122 JIS A 3005	粗骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、骨材; 工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材が変った場合。 砕砂、砕石; 工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材が変った場合。	粗骨材で確認のおそれのある地点に適用する。	○	旧基準の表記にともなう変更
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	80%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び骨材が変った場合。	粗骨材のすりへり試験	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	80%以下	工事開始前、工事中1回以上/120分及び骨材が変った場合。	粗骨材のすりへり試験	○	旧基準の表記に合わせる
29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	凝縮水の水質試験	JIS A 5308附属C	総固形物の量: 2g/40ml 溶解性固形物の量: 1g/40ml 硫化物イオン量: 200mg以下 セメントの凝縮時間の差: 40分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変った場合。	上水道を使用している場合は試験に供試し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	29	コンクリートダム	材料 [JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く]	その他	凝縮水の水質試験	JIS A 5308附属C	総固形物の量: 2g/40ml 溶解性固形物の量: 1g/40ml 硫化物イオン量: 200mg以下 セメントの凝縮時間の差: 40分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用している場合は試験に供試し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	上水道を使用している場合は試験に供試し、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	JIS改定基準の表記に合わせる

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	改定理由	
29	コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練灰水の水質試験	引水率の場合: JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	その引水率は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	29	コンクリートダム	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練灰水の水質試験	引水率の場合: JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び水質が変わった場合。 スランプ水の濃度は14割/日	その引水率は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS規定基準の表記に合わせる	
29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パンダモルタルの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	工事開始前及び工事中1回/年以上。	/	○	29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	パンダモルタルの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	/	○	JIS標準の表記に合わせる	
29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	連続モルタルの場合: 北太平洋規程 JIS C 1 902-2013	工事開始前及び工事中1回/年以上。	/	○	29	コンクリートダム	製造(アクリル)	その他	モルタルの練灰水性能試験	連続モルタルの場合: 北太平洋規程 JIS C 1 902-2013	工事開始前及び工事中1回以上/12ヶ月。	/	○	JIS標準の表記に合わせる	
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久地向上仕様書 原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前にはコンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後を試験を省略することができる。(試験の判定回数に該当する) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種では工種ごとの総使用量500kg未満の場合は1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が500kg以上の場合は、50kgごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C 4 902-2019、903-2019) または設計図書の規定により行う。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、柱型、橋脚打設、井筒基礎等) 橋脚上部工(桁、床版、高脚等) 橋脚工(高脚工) 橋脚工、橋脚、補管、水門、水路(内橋、2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、橋脚、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	1)コンクリートの耐久地向上仕様書 原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前にはコンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後を試験を省略することができる。(試験の判定回数に該当する) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C 4 902-2019、903-2019) または設計図書の規定により行う。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋脚、橋脚、柱型、橋脚打設、井筒基礎等) 橋脚上部工(桁、床版、高脚等) 橋脚工(高脚工) 橋脚工、橋脚、補管、水門、水路(内橋、2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、橋脚、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	JIS標準の表記に合わせる		
29	橋上コンクリート(SAIBU)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 9005	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	30	橋上コンクリート(SAIBU)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 9005	工事開始前、工事中1回以上/12ヶ月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	/	○	JIS標準の表記に合わせる	

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準										改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書 等による理由	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績書 等による理由			
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		品質管理基準の表記に合わせる		
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	底盤下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材材：10%以下 骨材材：12%以下	設、移付； 工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	標準地で凍結のおそれのある地点に適用する。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	底盤下トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	骨材材：10%以下 骨材材：12%以下	設、移付； 工事開始前、工事中1回/年以上及び密地があった場合。	標準地で凍結のおそれのある地点に適用する。		品質管理基準の改定にともなう		
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5309附属表C	総溶解物の量：2g/L以下 総硬度(カルシウム)の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合； JIS A 5309附属表C	総溶解物の量：2g/L以下 総硬度(カルシウム)の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準書の表記に合わせる		
39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	雨水の場合； JIS A 5309附属表C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		39 橋上コンクリート (OATD)	材料 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ水の水質試験	雨水の場合； JIS A 5309附属表C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝固時間の差：始発は30分以内、終発は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質があった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		JIS改定基準書の表記に合わせる		
39 橋上コンクリート (OATD)	製造(フランド)	その他	モルタルの練混ぜ性能試験	パッドミキサーの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 供給容量の場合； コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.5%以下 コンクリート内の骨材材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			39 橋上コンクリート (OATD)	製造(フランド)	その他	モルタルの練混ぜ性能試験	パッドミキサーの場合； JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 供給容量の場合； コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.5%以下 コンクリート内の骨材材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			品質管理基準の表記に合わせる		

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準										改定(令和6年版) 品質管理基準									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による値	改定理由	
39	覆工コンクリート (NA/D)	製造(プラント)	その他	ミキサー中の練成時性能試験	練成ミキサーの場合: 上木学会規程 JIS E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量: 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5% 以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気含量: 1%以下 スランプ差: 30mm以下	工事開始前及び工事中1回/日以上		39	覆工コンクリート (NA/D)	製造(プラント)	その他	ミキサー中の練成時性能試験	練成ミキサーの場合: 土木学会規程 JIS E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量: 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材質量の差: 5%以 下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気含量: 1%以下 スランプ差: 30mm以下	工事開始前及び工事中1回/日以上			
39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値。	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200ml~1500mlごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは打設箇所で作製し、1回につき6個(α=7~9個、α=28~93個)とする。		39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の80%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 1回の試験結果は、3回の併試体の試験結果の平均値。	・骨割し時または、 上場品材料に産別番号 を付した材料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200ml~1500mlごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時、なお、テストピースは1回につき6個(α=7~9個、α=28~93個)とする。		JIS改正	
39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	必須	炭化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年前と年後にまたがる場合は、年前に1回コンクリート打設時に1回、その試験結果が炭化物総量の規制値の1/2以下の場合、年後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数1回以上とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	必須	炭化物総量試験	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年前と年後にまたがる場合は、年前に1回コンクリート打設時に1回、その試験結果が炭化物総量の規制値の1/2以下の場合、年後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数1回以上とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。		JIS仕様改定	
39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200ml~1500mlごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時。		39	覆工コンクリート (NA/D)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・骨割し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて200ml~1500mlごとに1回、及び骨割し時に品質変化が認められた時。		JIS仕様改定	
31	吹付けコンクリート (NA/D)	材料	その他	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/L以下 総硬度: 14/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。		31	吹付けコンクリート (NA/D)	材料	その他 (JISマーク表示されたプレミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/L以下 総硬度: 14/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。 上水道を使用している場合は試験に換えて、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準書の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NA/D)	材料	その他	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/L以下 総硬度: 14/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。		31	吹付けコンクリート (NA/D)	材料	その他 (JISマーク表示されたプレミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練成時水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	総溶解物の量: 2g/L以下 総硬度: 14/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間: 差: 60分以内 内、終結は160分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/日以上及び水質が変化した場合。 上水道を使用している場合は試験に換えて、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		JIS改定基準書の表記に合わせる	

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準								改定(令和6年版) 品質管理基準										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 による評価	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 による評価	改定理由
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサ中の練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	コンクリートの練成率(単位体積質量) の規格値 工事開始前及び工事1回以上/年以上	コンクリートの練成率(単位体積質量)の規格値: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサ中の練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: JIS A 1119 JIS A 8003-1 JIS A 8003-2	コンクリートの練成率(単位体積質量)の規格値: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	○	基準書の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサ中の練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: 土木学会規準 JIS-C-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位体積質量 の規格値 工事開始前及び工事1回以上/年以上	コンクリート中のモルタル単位体積質量の規格値: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 空気量偏差率: 1%以下 スランプ差: 3mm以下	○	31	吹付けコンクリート (NATD)	製造 (プラント)	その他	ミキサ中の練成率性能試験	ポルトランドセメントの場合: 土木学会規準 JIS-C-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位体積質量の規格値: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 空気量偏差率: 1%以下 スランプ差: 3mm以下	○	基準書の表記に合わせる	
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が年単位で年間にわたる場合は、年間に1回コンクリート打設回を1回とし、その試験結果が塩化物総量の規制値(0.3kg/m ³ 以下)の場合、年次の試験を省略することができる。(試験の測定回数1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が年単位で年間にわたる場合は、年間に1回コンクリート打設回を1回とし、その試験結果が塩化物総量の規制値(0.3kg/m ³ 以下)の場合、年次の試験を省略することができる。(試験の測定回数1回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	JIS-E規準改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JIS-C-5 501-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(3回(保証)) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事使用するのと同じコンクリート吹付けが、現場で日置及び28日間養生後、φ50mmのコアを取り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7~3本、φ28~3本)とする	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JIS-C-5 501-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(3回(保証)) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事使用するのと同じコンクリート吹付けが、現場で日置及び28日間養生後、φ50mmのコアを取り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7~3本、φ28~3本)とする	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	JIS-E規準改定
31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JIS-C-6 561-2010)	1日強度で8N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	31	吹付けコンクリート (NATD)	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	引抜き法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JIS-C-6 561-2010)	1日強度で8N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS-E-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	JIS-E規準改定

品質管理基準 新旧対照表

現行(令和5年版) 品質管理基準								改定(令和6年版) 品質管理基準										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による理由	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表 欄による理由	改定理由
11 吹付コンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上18cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。			11 吹付コンクリート (NATD)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ8cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。	・専材に適合を要する場合に、「専材の氯化物イオン含有試験方法」(JIS A 1102、JIS A 1103) または設計図書の規定により行う。		IS10規準改定
11 吹付コンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。			11 吹付コンクリート (NATD)	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 同日/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20回～100回ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。	・専材に適合を要する場合に、「専材の氯化物イオン含有試験方法」(JIS A 1102、JIS A 1103) または設計図書の規定により行う。		IS10規準改定